

## 『中心市街地の中小商業機能強化のための 税制支援や低利融資を受けたい』

### 中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度

中心市街地を活性化させるため、様々な関係者が一体となった意欲的な取組を行う地域は、税制、低利融資などの支援を受けることができます。

#### 対象となる方

##### 【税制支援】

中小小売商業高度化事業のために土地を譲渡した者

##### 【低利融資】

中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 中心市街地活性化法に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づく事業を実施する民間事業者・まちづくり会社等
- (2) 中心市街地活性化法に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づき整備された施設で卸・小売・飲食店及びサービス業を営む方

#### 支援内容

##### 【税制支援】

土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除

個人又は法人が中心市街地活性化法に規定する中小小売商業高度化事業のために土地等を譲渡した場合、当該土地の譲渡所得から1,500万円を特別控除します。

##### 【低利融資】

###### ■資金使途:

- (1) 事業の実施のために必要な設備資金及び運転資金
- (2) 合理化及び共同化等を図るための設備(仕入配送・運搬用、事務処理等)の取得、販売促進、人材確保、ショッピングセンターへの入居 等

###### ■貸付利率:

- (1)及び(2)中小企業事業 特別利率③

###### ■限度額:

- (1) 中小企業事業 7億2,000万円(特利適用資金は7億2,000万円)
- (2) 中小企業事業 7億2,000万円(特利適用資金は2億7,000万円)

#### ご利用方法

##### 【税制支援】

- ・土地の買取をする者が中小小売商業高度化事業計画の認定を受けた法人であること
- ・認定された中小小売商業高度化事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化融資を受けている計画であること 等

##### 【低利融資】

- ・株式会社日本政策金融公庫(沖縄においては沖縄振興開発金融公庫)にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

|      |            |                  |
|------|------------|------------------|
| 税制支援 | 中小企業庁商業課   | TEL:03-3501-1929 |
| 低利融資 | 日本政策金融公庫   | TEL:0120-154-505 |
|      | 沖縄振興開発金融公庫 | TEL:098-941-1795 |